

～ 学習講演会 ～
**今、私たちの食と
農業に起こっていること**
～私たちはどう打開したらいいのか～

日 時: **3月24日（金）**
10:00～11:00

会 場: **アイーナ「研修室812」**
(盛岡市盛岡駅西通1丁目7-1)

講 師: **小倉 正行 さん**
(食ジャーナリスト)

参加無料

※11:00～11:30 いわて食・農ネットの総会を行います

先が見えない物価高騰。畜産農家はじめ、多くの農家が飼料・資材高騰で経営がひっ迫しています。「このままでは国産の牛乳がなくなる!？」という事態に。

一方で、消費者の生活も厳しい状況が続いています。食料危機の背景にある国内外の問題をまなび、作り・食べ続けられるための道筋を考えましょう！

<講師プロフィール>

小倉 正行 (おぐら まさゆき)

- ・1952年生まれ。
- ・1976年、京都大学法学部卒。
日本農業市場学会、日本科学者会議、各会員。
- ・日本生協連を経て国会議員秘書に。
- ・現在はフリージャーナリスト。
- ・月刊誌「食べもの通信」編集世話人
- ・著書：『輸入大国日本・変貌する食品検疫 低下する食料自給率と検疫体制の空洞化』
(合同出版 1998)
『これでわかる輸入食品の話：イラスト版』(合同出版 2000)
『多角分析 食料輸入大国ニッポンの落とし穴』(新日本出版社 2003)
『TPPは国を滅ぼす』(宝島社新書 2011)
『食の安全はこう守る 放射能汚染から TPP まで』(新日本出版社 2011) など
- ・雑誌「食べもの通信」でも多数執筆



■感染症対策のため、マスクの着用・手の消毒をお願いします。

■参加予約は不要です。受付でご連絡先を含めた記名にご協力ください。

■会場定員の半分以下で換気を適宜おこないながら開催いたします。

主催：いわて食・農・地域を守る県民運動ネットワーク (いわて食・農ネット)
(滝沢市土沢 2 2 0 - 3 岩手県生協連 内 電話 019-684-2225 F a x 019-684-2227)

今、私たちの食と農業に起こっていること。私たちはどう打開したらいいのか。

1、食卓に一体何が起きているのか

- ① 食品価格の記録的な値上げ、消費者物価も 40 年 8 ヶ月ぶりの上昇幅
2022 年の食品値上げは 2 万 822 品目にも及び、2023 年以降も 105 社が 7152 品目を超える食品の値上げを予定（図 1）
- ② 加工食品の一斉・大幅値上げ（2023 年 1 月時点）
食パン前年比+11・1%、即席麺+14・6%、ゆでうどん+13・1%、小麦粉+23・6%、牛乳+10・3%、チーズ+17・3%、豆腐+7・6%、食用油（キャノーラ油）+54・8%、食用油（サラダ油）+41・5%、マーガリン+22・5%、マヨネーズ+26・7%、しょう油+7・7%、みそ+3・5%、かまぼこ+14・9%、マグロ缶詰+11%（表 1）
- ③ 昨年の食品値上げで年間の家計負担増は、6 万 8760 円になり、家計を直撃。（図 1）

2、歴史的食品値上げの背景と原因は

① 地球温暖化による異常気象

- 2021 年の北米における歴史的熱波によって、米国とカナダの小麦、カナダのナタネがそれぞれ壊滅的打撃を受け、小麦とナタネの価格が高騰
小麦価格の高騰は、食パン、麺、うどん、小麦粉の価格値上げに直結（図 2）
ナタネ価格の高騰は、食用油（キャノーラ油）の価格値上げに直結し、関連して、マヨネーズやマーガリンなど油脂関連商品の値上げにつながる
- 2021 年のブラジルの干ばつと霜害で、コーヒ豆の大不作、日本でもコーヒ豆 2 割値上げ
- 2019 年オーストラリアの大干ばつと森林火災でコアラの多くが死滅。牧草の生育障害で日本への牛肉輸出が 2 割減
（資料 1）

② ロシアによるウクライナ侵略

- 「欧州のパンかご」と言われてきたウクライナ。2021 年のウクライナの小麦生産量は世界 8 位の 3216 万トンで、輸出量は 5 位の 2380 万トン、トウモロコシ生産量は世界 5 位の 3965 万トンで、輸出量は世界 4 位の

3400 万トン。小麦は生産量の 73%、トウモロコシは 85%を輸出する世界トップクラスの穀物輸出大国。さらに、年間 440 万トンの生産量を誇る、世界最大のひまわり油生産国です。しかし、国連食糧農業機関（FAO）はロシア軍のウクライナ侵略で年間輸出量の約半分に相当する約 2500 万トンの穀物が輸出できない状況になっていることを明らかにした。

●さらに事態を深刻化しているのが世界の食料生産を支えている肥料の問題です。肥料の三要素の一つであるカリはロシアとベラルーシの生産が 3 割以上を占めています。ウクライナ侵略を受けた両国への経済制裁に反発して両国の輸出が減少し、世界で需給が逼迫。肥料価格が高騰しています（図 3）。肥料原料となるアンモニアもロシア産が世界輸出の 1 割程度を占めていましたが、侵略後はウクライナにある拠点港からの輸出が停止し、原料となる天然ガスの高騰もアンモニア価格を押し上げました。この肥料価格の高騰が世界の食糧生産を揺るがしています。

③ 歴史的円安による輸入食料の値上がり

2022 年は歴史的円安になり、円は年初の 115 円から 10 月には 151 円と 32 年ぶりの円安となった。これにより輸入食料価格を 31%あげることになった。

④ 中国による食料・穀物の爆買い

（図 4、5）

3、日本の農業と酪農畜産を直撃した飼料・肥料価格等の高騰

① 飼料自給率 25%の日本の酪農畜産を飼料価格の高騰が直撃

異常気象とウクライナ侵略とそして円安が飼料価格の高騰（図 6）を招いた。7 割以上の飼料を輸入に依存し、特に養豚、酪農の輸入飼料依存度は高い。経営面に占める飼料代の比率は、養豚で 6 割、酪農で 4 割と言われている。

② 苦境に立つ酪農の実態

NHK クローズアップ現代で北海道酪農の苦境がリアルに明らかに。

酪農経営の内容

収入はメインは乳代で、それを補完する副産物収入（乳雄子牛販売代金、廃用牛販売代金）

支出は飼料代、借入金の支払い、水光熱費、獣医師代など薬剤費

大規模酪農は施設産業となっている。フリーストール導入は億単位。牛舎も 100 頭規模で億単位。全て借金で賄っているの、借入金の支払いは

酪農経営のネック。

このような中で、飼料代の高騰が酪農経営を襲った。さらに、肥育牛経営農家も飼料代高騰を受け、子牛の買入れ価格をギリギリまで引き下げ（一頭 500 円）、場合によっては引き取りを拒否。これによって、酪農家は、副産物収入を得られなくなった。このような事態となり、経営見通が立たない酪農家の離農が促進している。（図 7）

③ 肥料代・光熱費・資材の高騰が稲作、畑作、野菜生産農家を直撃（図 8）

4、私たちはどう打開したらいいのか

●海外依存からの脱却—食料自給率の抜本的引き上げ

戦争か平和か

今の食料自給率では、海上閉鎖されたら飢餓に。食料自給率引き上げによる食

料安全保障の確立こそ最大の日本の安全保障

●イギリス、オランダ、スイスから学ぶべきこと（資料 2）

イギリス→大英帝国の植民地依存の食料生産から第二次世界大戦下の飢餓の経験で財界とも一体となった食料自給率引き上げへ

オランダ→放牧酪農・畜産による食料自給率引き上げ

スイス→充実の補助金（農業所得の 6 割以上が補助金）で成り立つ山岳酪農

●所得保障の本格的導入

米

酪農

●ミニマムアクセスの抜本的見直し（資料 3）

米→毎年 77 万トンの輸入

酪農→毎年 13 万 7000 トンの乳製品の輸入

ミニマムアクセスは輸入義務ではない。他国は、ミニマムアクセス数量を国内事情に応じて下回って輸入している。この問題は、国会でも取り上げられ、政府も認めている。

●国内増産のための一助となる放牧酪農と二毛作の拡大（資料 4）

5、今、食の安全をめぐって何が起きているのか（資料参照）

●輸入依存の日本で、91・7%の輸入食品は無検査で輸入されている。（資料5）

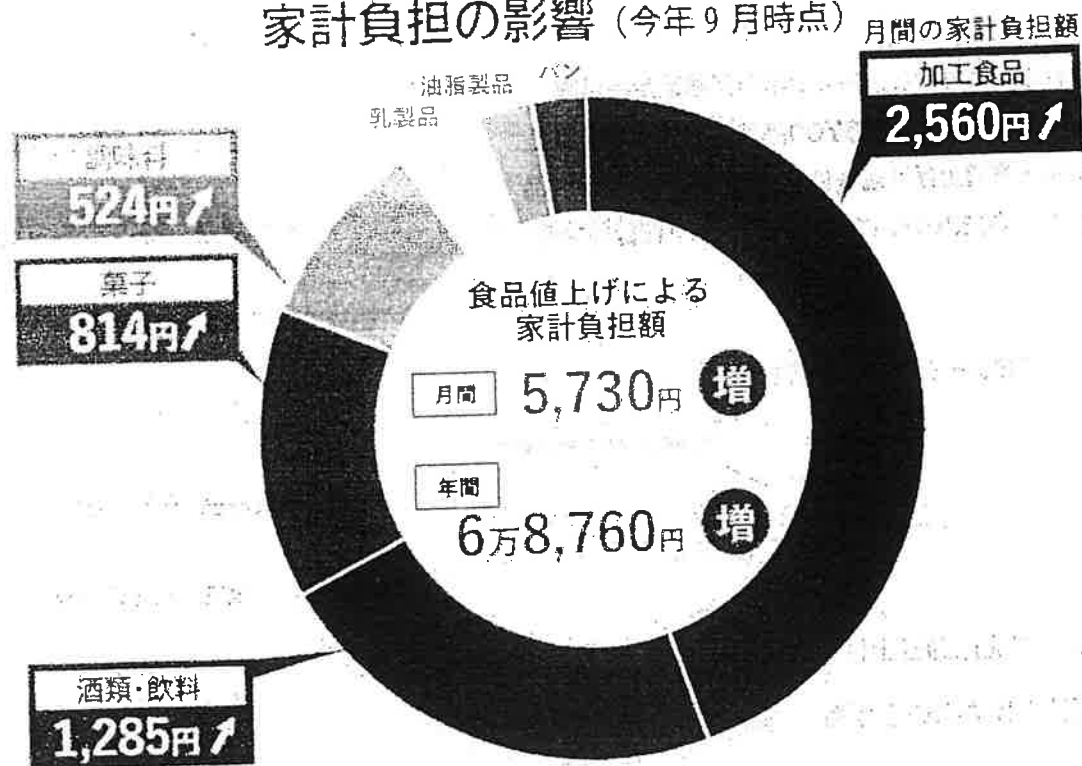
●自然界で最強の発がん物質アフラトキシン汚染の輸入飼料が無検査で輸入されている。（資料6）

●ホルモン剤残留の米国産、豪州産輸入牛肉・豚肉が外食産業や家庭に浸透（資料7）

●環境行政では行われている予防原則が食の安全では拒否。EUは予防原則で食安全を守っている。（資料8）

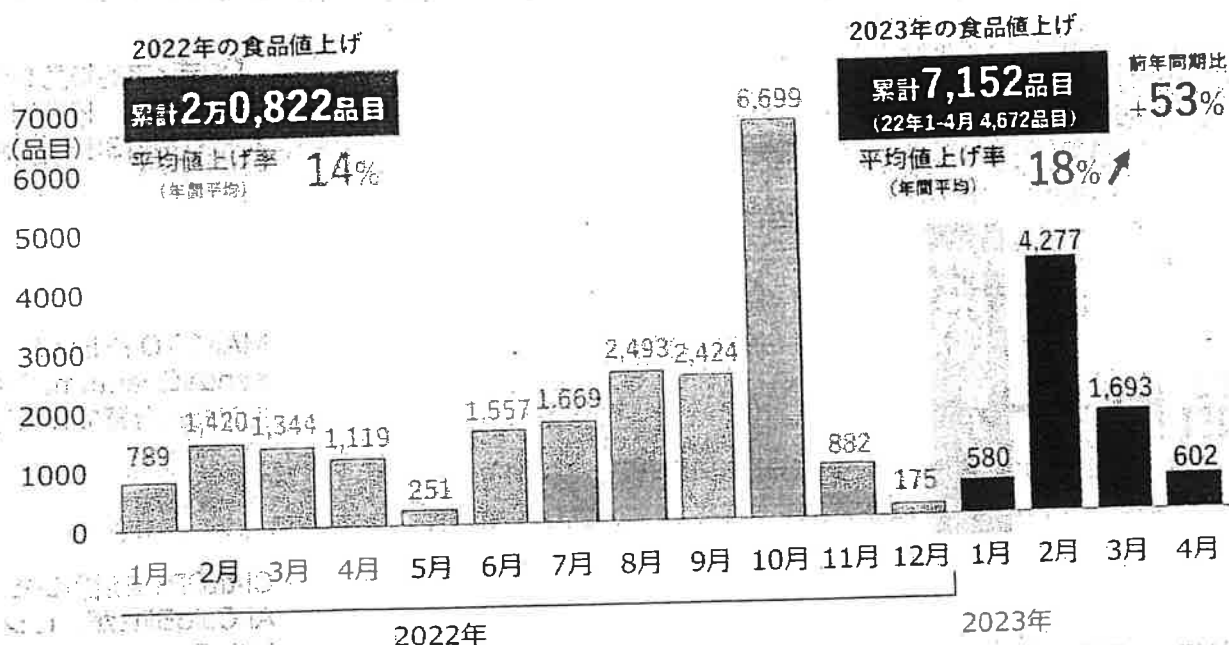
●腸内細菌叢（腸内フローラ）に影響を与える農薬や食品添加物が野放し（資料9）

2022 年値上げによる 家計負担の影響 (今年9月時点)



2023年の値上げ展望：7000品目突破 22年比1.5倍超ペース、再値上げや初値上げも

2022-23 年の食品値上げ (12月21日時点) 品目数/月別



[注] 調査時点の食品105社の2022-23年価格改定計画。実施済みを含む。品目数は再値上げなど重複を含む。() 内は前年同月の数値

食品価格動向調査(加工食品)の調査結果

◆令和5年1月（1月9日～1月11日）の調査結果（全国平均）

- ・ 調査対象16品目の価格の前月比は－0.8%～＋5.4%、平年比は－1.0%～＋54.8%の範囲内。
- ・ 指数については、各品目の令和2年の価格を100として、調査時点の価格を指数化したものを表記。

品 目	食パン	即席 めん	ゆで うどん	小麦粉	牛 乳	チーズ	豆 腐	食用油 (サラダ油)	マ ー ガリン
単 位	円/kg	円/個	円/100g	円/kg	円/1L	円/100g	円/100g	円/1000g	円/100g
1月 (1/9～1/11)	518	182	35.0	327	288	236	25.0	498	96.8
指数	111.5	111.2	112.4	122.2	108.4	116.9	108.5	162.2	125.8
前月比(%)	▲0.6	+0.5	+0.4	+0.9	+0.7	+5.4	+0.8	▲0.8	+0.6
平年比(%)	+11.1	+14.6	+13.1	+23.6	+10.3	+17.3	+7.6	+54.8	+22.5

品 目	マヨ ネーズ	しょう油	み そ	かまぼこ	まぐろ 缶詰	バター
単 位	円/500g	円/1L	円/kg	円/100g	円/個(80g)	円/200g
1月 (1/9～1/11)	377	308	491	189	178	440
指数	129.6	107.0	102.3	113.6	109.9	98.6
前月比(%)	+1.0	+0.3	▲0.4	+0.5	+4.8	+0.0
平年比(%)	+26.7	+7.7	+3.5	+14.9	+11.0	▲1.0

注1：通常店頭価格は消費税込みの価格である。

注2：価格は特売価格等を含まない消費税込み価格で、全調査店舗の単純平均（小売価格の全国平均値）である。

注3：平成30年10月から調査頻度を月1回に変更するとともに、指数に加えて価格を公表している。

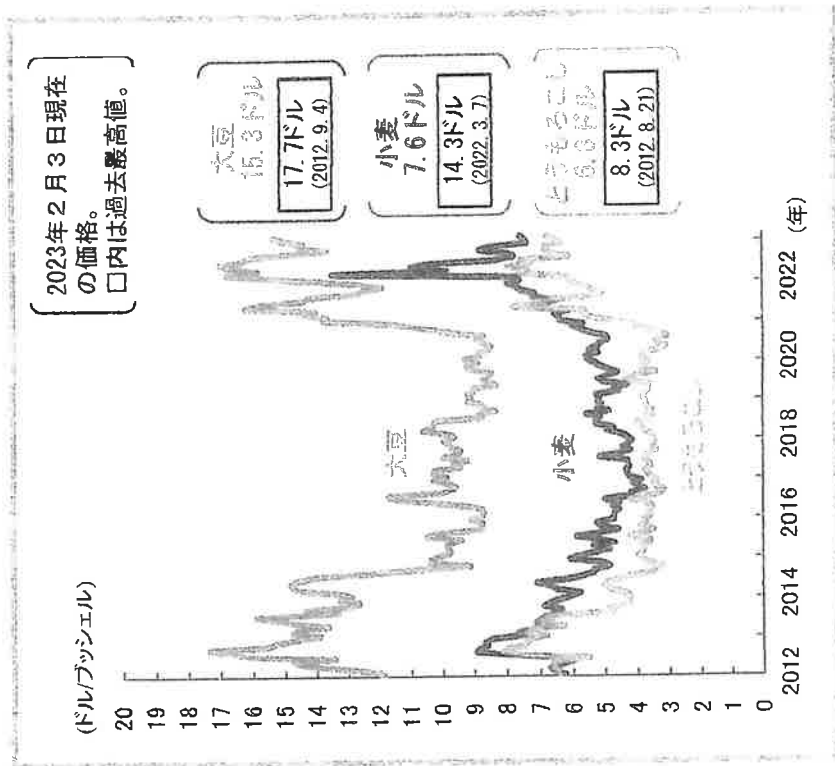
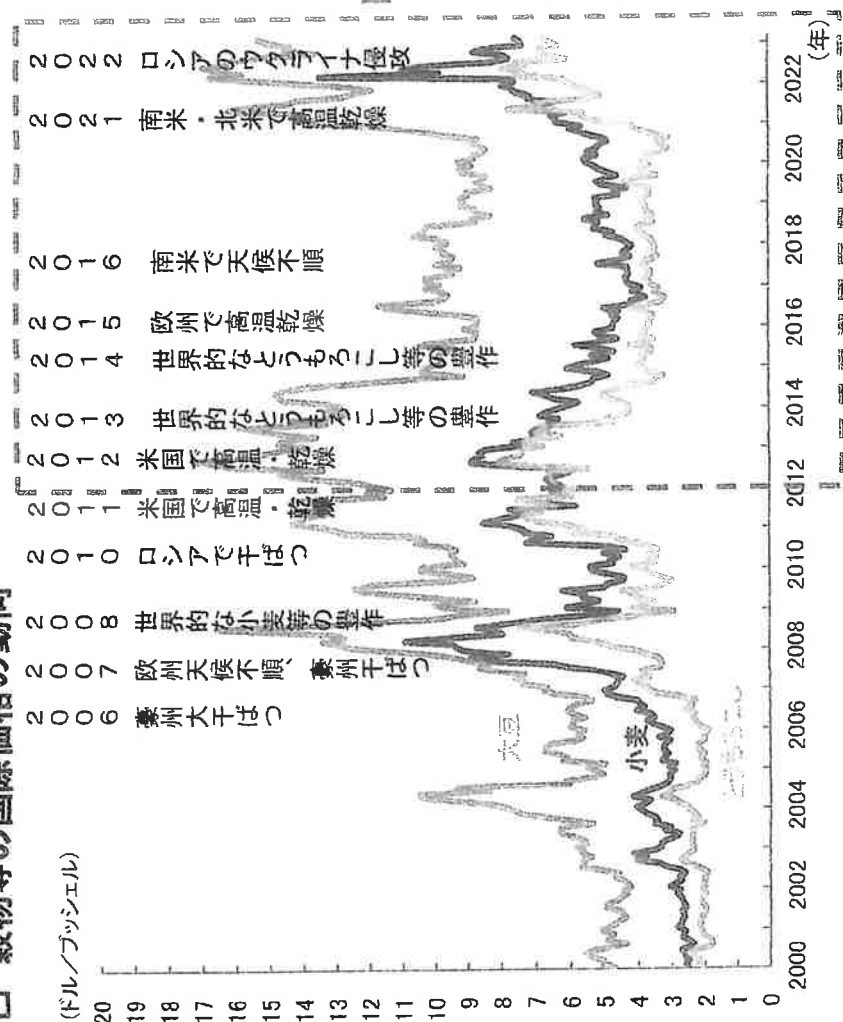
注4：平成30年9月までの調査結果と10月以降の調査結果は、特売品の価格の調査方法が異なることから接続しない。

注5：平年比は、平成29年～令和3年度の食品価格動向調査業務による当該月の調査価格の5ヵ年平均価格と比較したもの。

穀物等の国際価格の動向 (ドル/ブッシェル)

- とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は低下。2017年以降ほぼ横ばいで推移も、2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年に入り、ウクライナ情勢が緊迫化する中、小麦は史上最高値を更新。
- 穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要に加え、ウクライナ情勢により、2008年以前を上回る水準で推移。

□ 穀物等の国際価格の動向



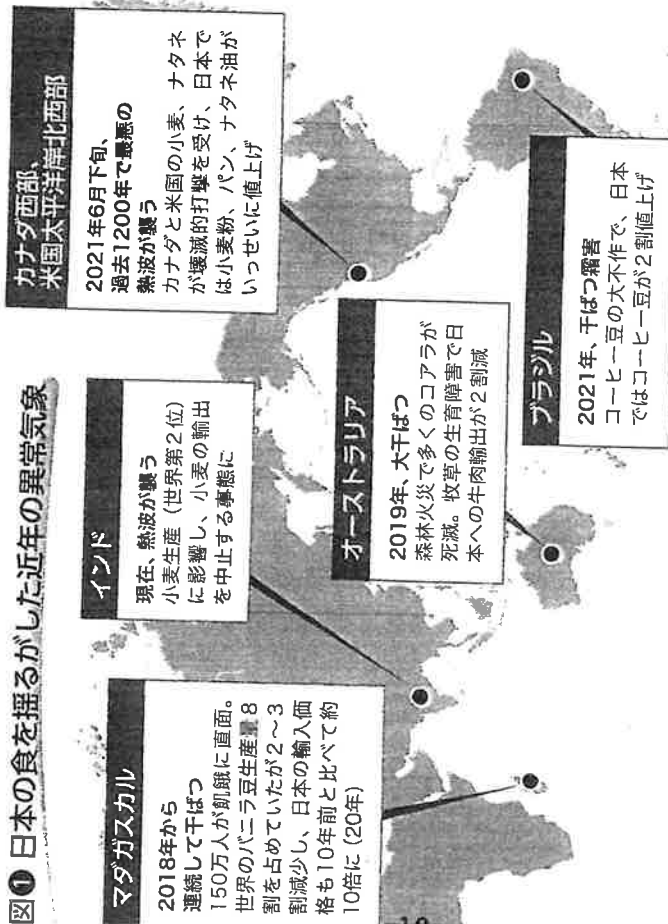
注1：シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格である。

注2：過去最高価格については、シカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

日本の食卓に直結

世界の異常気象とロシアの

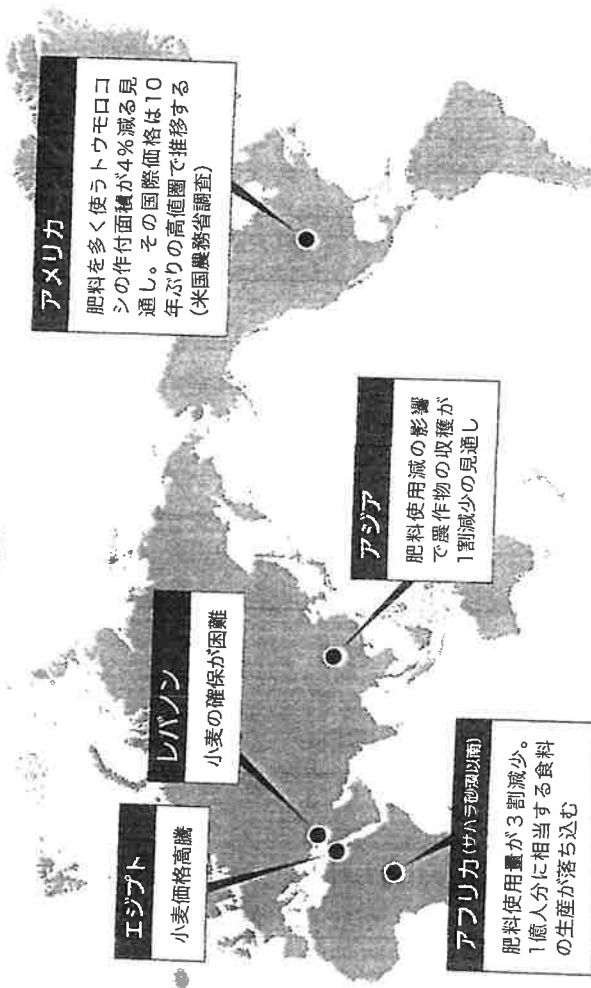
図① 日本の食を揺るがした近年の異常気象



ウクライナ侵略

食ジャーナリスト 小倉正行

図② 戦争が招く世界的食料危機



格を押し上げ、世界の食料生産を揺るがしています。

2021年に発表されたIPCC第6次報告書（政策決定者向け要約）は「気候危機とのたたかい」が始まったとしています。気候ハザードは同時に発生し、繰り返され、すべての地域で発生しうるといううえで、このリスクは地球温暖化の水準がさらに高くなれば、さらに増大すると警告しているのです。

すでに、近年の世界的な異常気象は、日本の食料輸入に影響を及ぼしています。今後、地球温暖化が進行し、気温の上昇が1.5度を超えるなら、米国の飼料用トウモロコシの生産も大きな影響を受け、1144万トンも輸入する日本の畜産は大打撃を受けることになります。

輸入頼りの日本の食料政策は、早急な見直しが求められています。

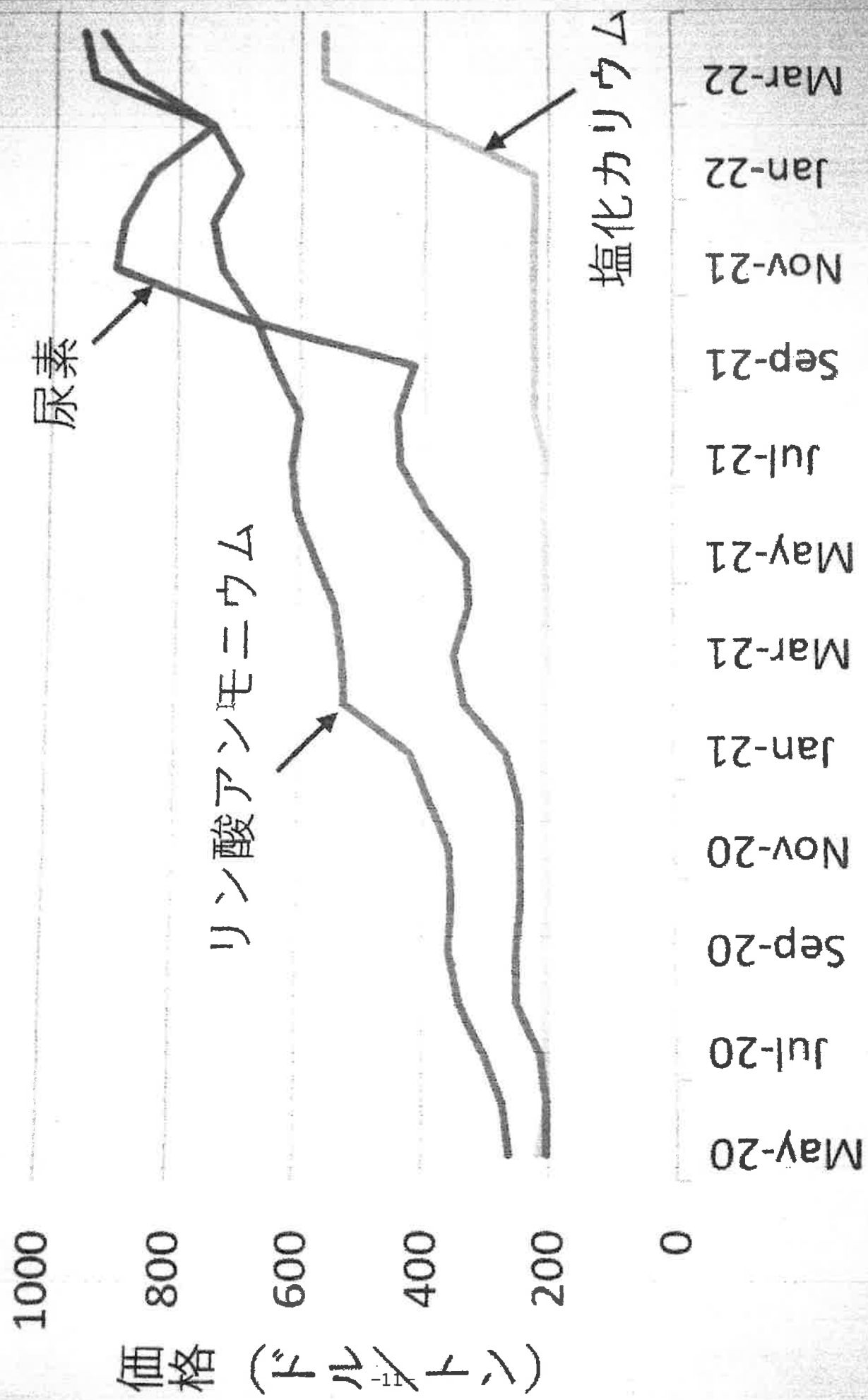
「欧州のパンかご」といわれるウクライナ。21年のウクライナの小麦は輸出量2380万トン（世界5位）、トウモロコシは同3400万トン（同4位）です。しかし今年5月6日現在、年間輸出量の約半分の2500万トンの穀物が輸出できていません（国連食糧農業機関（FAO））。さらに、ウクライナは世界最大のひまわり油生産国です。

ロシアは農業用肥料の輸出国。化学肥料の三要素*の一つ、カリの生産はロシアとベラルーシが世界の3割以上を占めます。しかし、経済制裁に反発する両国は輸出を制限。肥料価格が高騰し、各地の小規模農家は入手できない状況です。

アンモニアも同様です。合成されたアンモニアは、チソソ肥料や複合肥料などの原料として使われます。しかし輸出は停滞。天然ガスの高騰もアンモニア価

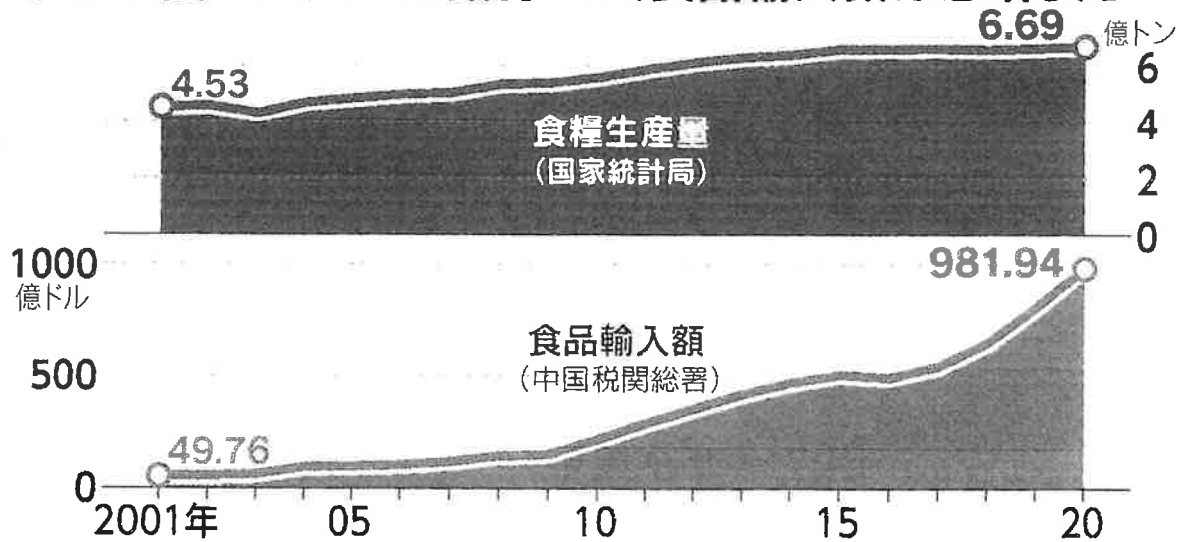
*チソソ、リン、カリ

(図3)



(12.4)

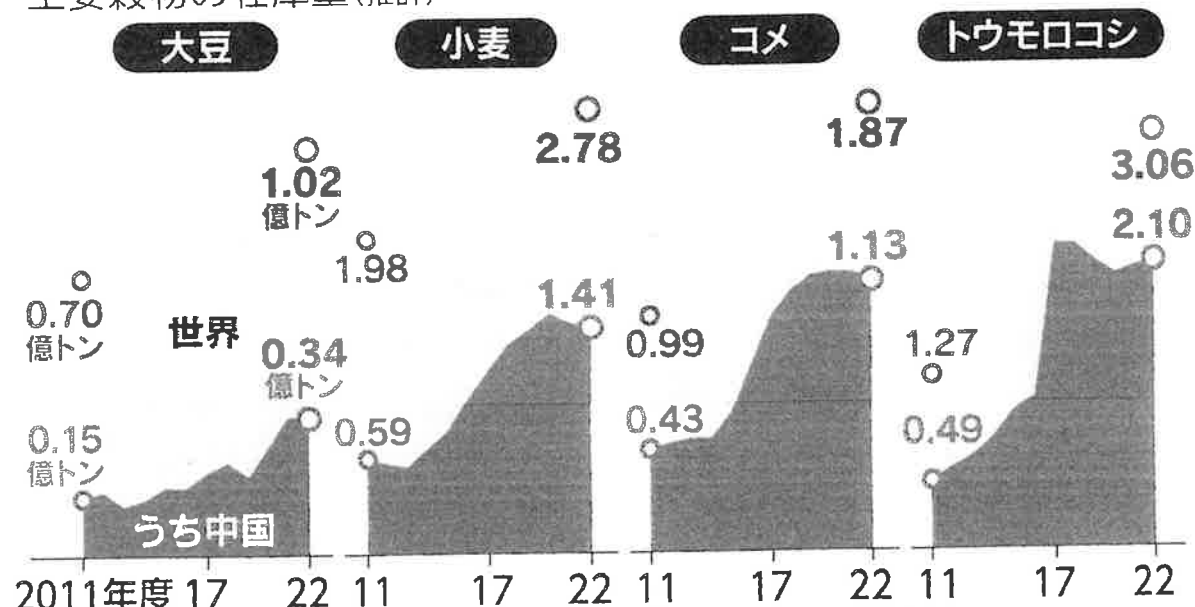
中国の食糧生産量は頭打ちで、食品輸入額は急増した



(125)

中国の食糧在庫、世界の半分強に

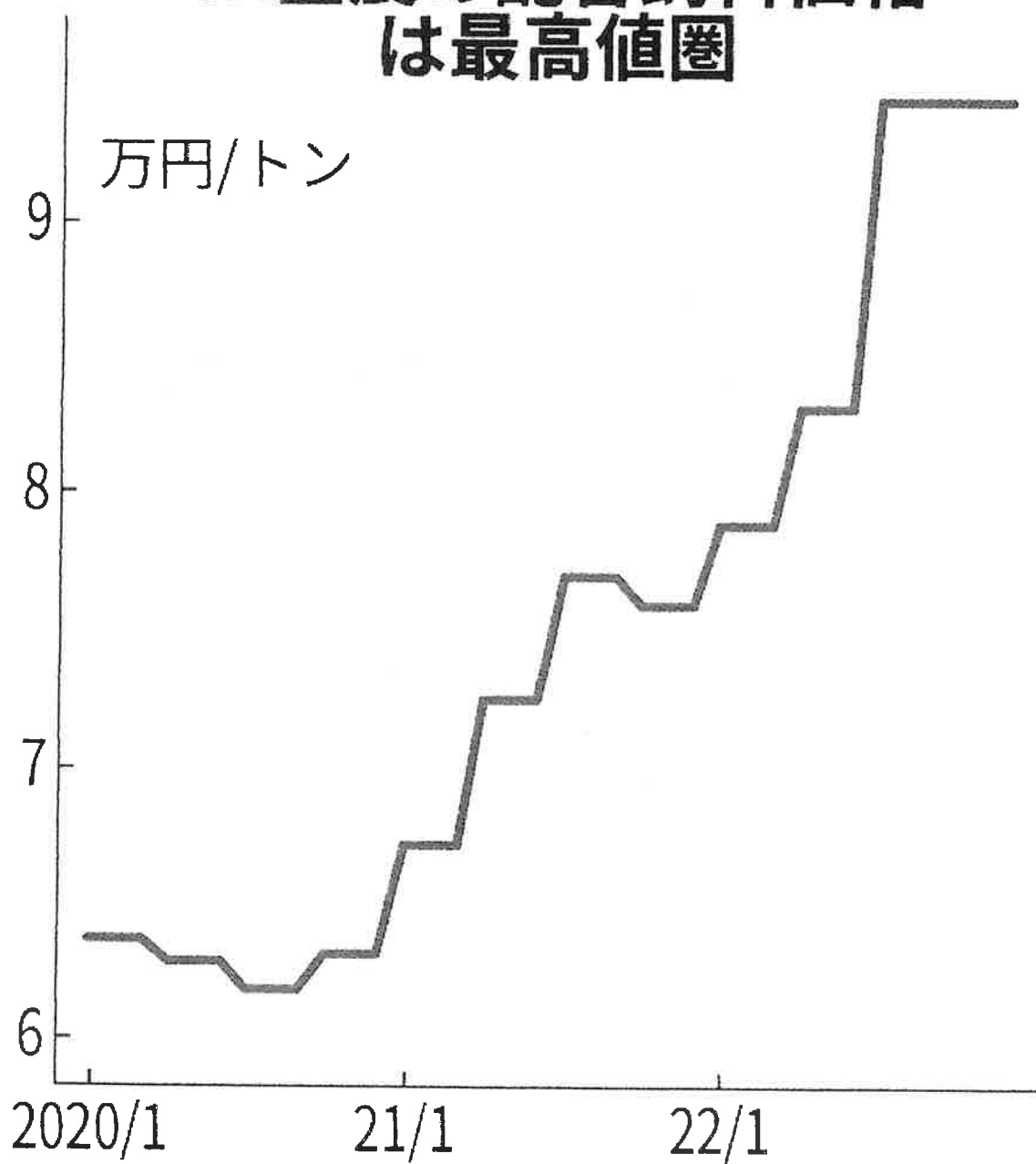
主要穀物の在庫量(推計)



(注) 米農務省の推計データから作成。各年は穀物年度、同年前半の期末時点

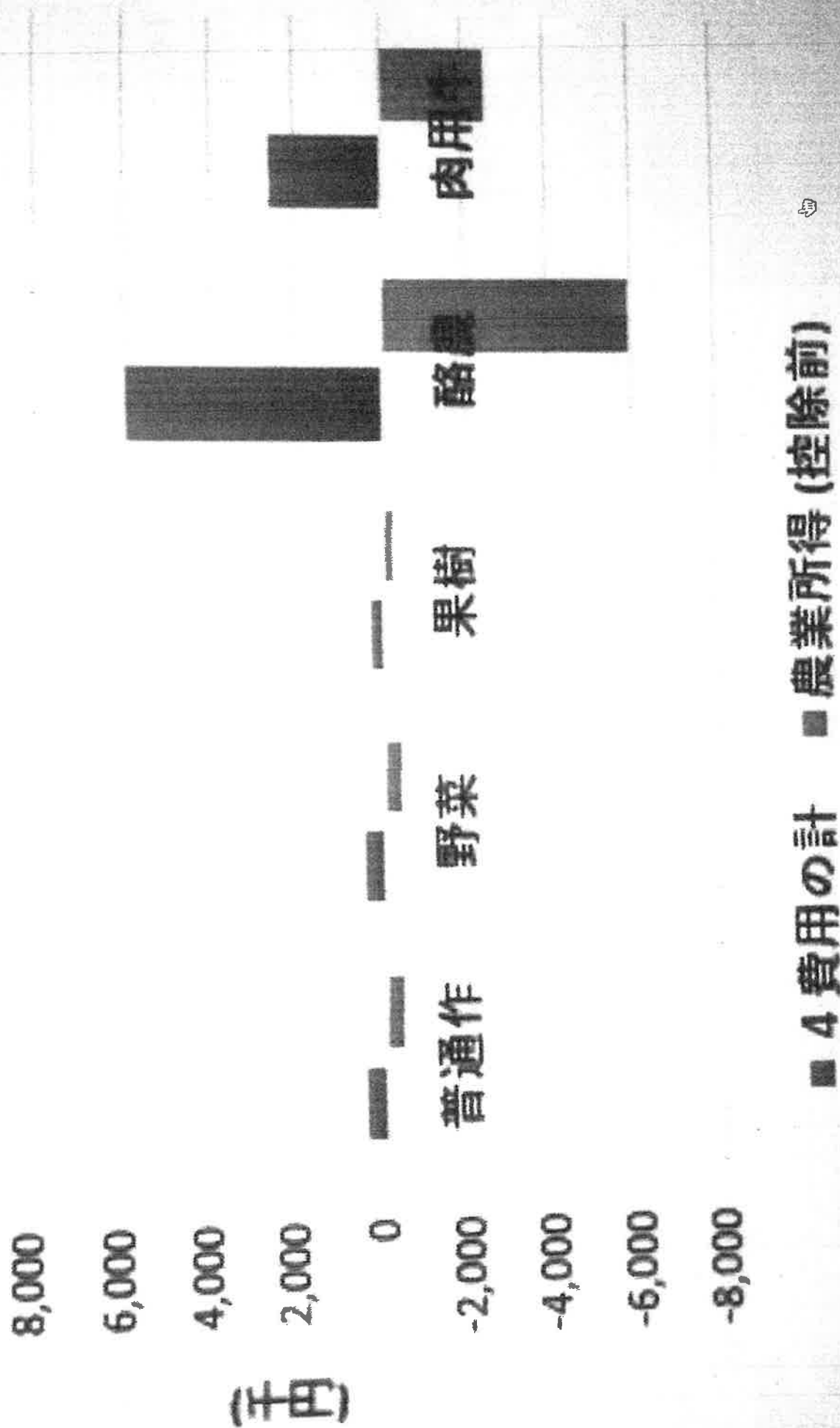
(図6)

JA全農の配合飼料価格は最高値圏



(注) 全畜種平均

4 費用計と農業所得の20-22年の差



2021年の実績と2022年の農業所得予想

(単位：千円)	2020年 実績	2021年実績と (20年→21年の差)		20年を元にした 22年の試算 (20年→22年の差)	
収入金額	23,247	23,679	432	23,247	—
①肥料費	1,194	1,206	12	1,322	128
②農薬費	1,067	1,062	-5	1,102	35
③飼料費	1,596	1,671	75	1,946	350
④動力光熱費	981	1,064	83	1,250	269
①～④の計	4,838	5,003	165	5,619	781
農業所得(控除前)	3,513	3,506	-7	2,732	-781

世界的にも異常に低い食料自給率38%のままでは、日本国民は近い将来、食料価格の高騰と食料不足という事態に直面することを避けることはできない。

地球温暖化による異常気象とロシアによるウクライナ侵略を原因とする世界的な食料危機が日本を直撃している時に、2020年度の食料自給率が8月に発表された。2020年度の食料自給率(カロリーベース)は、2019年度より1ポイント上がった38%であった。しかし、この間の食料自給率は、2016年度が38%、2017年度が37%、2018年度が38%、2019年度が37%、そして2020年度が38%。このように見てみると、ここ5年間は、38%から37%を行き来していることがわかり、要するに横ばい状態であり、抜本的な食料自給率引き上げには程遠い状態である。

38%という極めて低い日本の食料自給率の水準は、世界的に見てみるとその異常性が際立つことになる。2019年度での先進国の食料自給率は、アメリカ121%、カナダ233%、ドイツ84%、スペイン82%、フランス131%、イタリア58%、オランダ61%、スウェーデン81%、イギリス70%、スイス50%、オーストラリア169%、ノルウェー43%、韓国35%となっており、先進国で日本より食料自給率が低い国は韓国のみとなっている。

アメリカ、カナダ、オーストラリアといった農産物輸出国は、当然食料自給率は、日本の食料自給率の3倍から6倍にもなるが、それ以外の国、スイス、オランダ、イギリスの食料自給率が日本よりはるかに高いのはなぜなのであろうか。そこには、日本が学ぶべき教訓がある。

日本と同じ山岳国であるスイスの食料自給率50%と日本より12ポイントも高い。スイスの耕地面積の土地面積に占める比率は、10・09%(2016年)で日本の11・48%より少ない。にもかかわらず、スイスの穀物自給率は45%で、日本の穀物自給率28%の1・6倍となっている。スイスは、日本より耕地面積の割合が少ないにもかかわらず、スイスアルプスの山岳酪農で有名であるが、草地放牧主体で酪農畜産を行なっているのである。飼料を輸入せず、飼料を草地として自国生産しているために、穀物自給率が高いのである。ほとんどの家畜飼料を米国からの輸入に依存している日本との差が出るのである。

国土面積が日本の9分の1であるオランダは食料自給率61%である。オランダは、スイスと同じように草地酪農を展開するとともに、施設園芸では世界的に効率的な生産をおこなっている。トマトの生産でも日本の反収の3倍で日本の6分の1の面積で日本と同じトマト生産を行い、世界のトマト輸出の2割を占めるトマト輸出大国である。

日本と同じ島国であるイギリスの食料自給率は70%である。イギリスの食料

自給率引き上げの事例は、極めて象徴的である。イギリスは、第二次世界大戦前は、食料自給率は現在の日本とほぼ同じ 40%であった。大英帝国として広大な植民地を保持し、植民地からの食料輸入に依存していたのである。しかし、第一次及び第二次世界大戦で食料輸送船が悉くドイツの U ボートで撃沈され、飢餓の危険に直面し、第二次世界大戦後、財界とも連携して、自国の穀物生産に注力し、食料自給率を現在の 70%まで引き上げたのである。

現在、世界各地でこの間地球温暖化による異常気象が報じられ、2020 年のオーストラリアでの大規模な干ばつと山林火災によるコアラの絶滅危機、昨年の北米における過去 1200 年における最悪の熱波による小麦、菜種生産への深刻な打撃、ブラジルの異常気象によるコーヒー豆の高騰など、私達の身近なところに小麦や菜種価格の高騰とそのかつてない製品値上げとしてその影響が押し寄せている。

昨年発表された、気候危機との戦いが始まるとした IPCC 6 次報告書（政策決定者向け要約）では、地球温暖化による異常気象の脅威を確度の高いものとして明らかにしている。さらに、6 月 28 日に、東京大学生産技術研究所と国立環境研究所が「近い将来に世界複数の地域で過去最大を超える干ばつが常態化することを予測」との共同研究結果を発表し、その研究結果は衝撃的であった。

このような時、現在の世界的にも異常に低い食料自給率のままでは、日本国民は近い将来、食料価格の高騰と食料不足という事態に直面することを避けることはできない。

(資料3) <第174回国会 2010年3月16日 農林水産委員会>

○ミニマムアクセス問題、センター方式で回避せよ

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。

大臣の所信に対しての質問をいたします。

それで、二月の乳価に対する質問のときにも取り上げたんですけれども、日本のミニマムアクセスあるいはカレントアクセスなどのWTOの貿易ルールに関する問題についてお聞きします。

大臣はWTO協定を読まれていると思うんですけれども、ミニマムアクセスにしろカレントアクセスにしろ、このアクセス数量はあくまでも輸入機会の提供ということだと思えます。アクセス数量が輸入義務数量であるというような規定がWTO協定上どこかにあるでしょうか。

○副大臣(郡司彰君) 御存じのように、ミニマムアクセスについては機会の提供というふうに理解をされているところでございます。ただし、国家貿易として行っている品目についてどのように扱うかというのは、それぞれ国が時々の内閣、閣議によって決められている、そのような運営をしているというふうに思っております。

○紙智子君 まずはWTO協定上は規定はないわけですね。

○副大臣(郡司彰君) 文言を訳していきますと、機会の提供というふうに訳せるものだということに理解をしております。

○紙智子君 それから、国家貿易の話がありましたけれども、国家貿易であるならば、アクセス数量が義務輸入数量になるという規定がこのWTO協定上ありますか。

○副大臣(郡司彰君) WTOの協定上ではなくて、その、何ていうんでしょう、趣旨を生かした私どもの国の閣議決定というような中でそのようなことがうたわれているというふうに思っております。

○紙智子君 ですから、WTO協定上は規定されていないんですけれども、我が国でそのことを決めていると。だから、言ってみれば、前政権、自民党政権の時代に、WTO協定上は書いていないけれども、自分たちで解釈をして政府の統一見解ということで決めたわけですね。だとすると、なぜそういうWTO協定上特に根拠のない解釈を政権が替わった中で民主党政権が引き継がなきゃいけないのか、大臣、いかがですか。

○国務大臣(赤松広隆君) これは一つの国際約束でございまして、そういう意味で、これからいろいろな国々とEPA、FTA、そして全体的にはWTOのいろいろな交渉をする上でやはりこうした約束そのものは政権が替わっても守っていかざるを得ないと、このように私は考え

ております。

○紙智子君 ちょっと質問した意味というか、質問したことというのは、要するに、協定上は規定がないのに、言ってみれば勝手に解釈して、それで国内で決めて義務だという形でやってきた。そのことというのを、なぜ民主党政権が、政権が替わった中で同じようにその上に乗っかってやるのかと。政権が替わったんだから、そのことに対する検討があつてしかるべきじゃないかという意味でお聞きしたんです。

○国務大臣（赤松広隆君） ですから、政権交代があつて、紙委員の御質問の趣旨は、政権交代したんだから、もう前の内閣が決めたことは破棄してもいいんじゃないかということだろうと思うんですが、ただ、これは国内の問題よりもむしろ、御存じのとおり、当時は細川政権だったと思います。私も当時、一時期与党の幹事長、当時は書記長と言いましたけれども、その間のあれにかかわっておりましたけれども、言わば七百数十%という米の関税化をすることによって何としても日本の米農業を守ると。そういう中で、一つの妥協案としてこうしたミニマムアクセスの問題が、一つの国際約束としてそれを受け入れることによってこうした関税化が進んだということだと思っておりますので、その後、その方針を自民政権、自社さ政権でも引き継いでこられたというふうに思いますし、そういう意味で、世界に対する、各国に対する約束として私はこれは守っていかざるを得ない、そのように考えております。

○紙智子君 当時は自社さ政権で受け入れたということがあるのでということなのでしょうか。

○国務大臣（赤松広隆君） 細川政権です。

○紙智子君 細川政権ですか。

このWTO協定上義務だという規定があるんですかという質問は、実は今初めてしたわけじゃなくて、もう随分前、私たちの先輩の、共産党の先輩の議員が、当時WTO協定した後に同じ質問したんですね。当時は、とにかくミニマムアクセスは義務なんだと。義務だ義務だということで、もう洗脳されるように義務だっと思わされていたわけだけれども、そのときに質問で、じゃ協定上どこに書いてあるのかというふうに聞いたたら、当時は、もうひっくり返しひっくり返し探して調べた結果どこにも書いていなくて、結局は機会の提供だというのが正確な訳であるということをそのとき明らかにしたわけですよ。

それで、だから、義務じゃないということがなっているにもかかわらず、いや、国家貿易にした場合は義務なんだというふうに枠を決めてきた経過があつて、ただ、私はやっぱり、当時、WTO協定を結んだ経過、それから、それからもう十年以上もたって十四年、五年目になるんですかね、ということで考えたときに、国際情勢が非常に大きく変わってきたわけですよ、食料をめぐって。しかも、あの事故米の問題が起きて、多くの国民の中では、なぜこんなミニマムアクセスを必要がないのに無理をして入れなきゃならないのかという気持ちが、あの事故米の問題をめぐってすごく大きく膨らんできたと思うんです。

そういうことを考えたときに、改めてそのとき、決めたときの時代と今とを考えると、食料不足でむしろ各国が食料をもっともっと作っていかなきゃいけないと。当時結んだときというのは、どちらかというとい国際社会全体の中で食料が余りぎみということもあつたと思うんです

けど、今そういう事態ではないわけですから。そういう新しい状況の下で、新しい環境に照らしてやっぱり見直しを掛けていくということは必要なんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○**国務大臣（赤松広隆君）** これは平成六年五月二十七日の衆議院予算委員会で、これは大いに当時議論をし、もめまして、そういう中で政府見解ということで文書でもって確認をされているものがあります。多分お手元にもその書類をお持ちだと思いますけれども。

そういう中で、三の項で、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もあり得ないわけではなくて、かかる例外的なケースにおいてはミニマムアクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生ずるものではないというようなことも確認をされております。

しかし、現実の問題として、今、じゃミニマムアクセス米をどこから輸入しているのかということを見てみると、たしか、今手元に資料ありませんが、アメリカそれから中国等、非常にいろいろな意味でセンシティブなそういう国々から、いろんなことを考慮しながら、国際関係等を考慮しながら入れているという経過がございます。

ですから、そんな七十七万トンなんて要らないじゃないのという意見も分からないわけではありませんが、しかし、もしこれを、こんなものは義務じゃないんだから一方的にもうやめますと言ったときに起こるいろんな事態について考えれば、私どもは、かつて国際約束としてガット・ウルグアイ・ラウンドの中で取決めをしたこのことについて、政権がいろんな形で変わってまいりましたけれども、引き続きそういう方向では、約束は約束事として私は維持をしていった方がいいというのが農水大臣としての私の考え方でございます。

○**紙智子君** 我が党は、予算委員会の要求資料で、毎年、WTO加盟国のうち国家貿易で食料輸入を行っている国の名前と、それから輸入品目、それからアクセス数量、それから実際に輸入している量を資料を要求して、資料を出していただいているんですね。

それを見ると歴然とするんですけども、例えば韓国では大麦、大豆、バレイショ、マンダリン・タンジェン、それから松果、それから台湾では米、中国では穀物、食用油、砂糖、綿花、それぞれ、アクセス約束数量というのを最初決めるわけですけど、これよりも下回った輸入になっているんですね。韓国でいうと、大豆はアクセス約束数量の三〇%ですし、バレイショは三九%だと、マンダリン・タンジェンは二二%だと。中国は、穀物はアクセス数量の四%なんですね。食用油は四五%になっている。それから、綿花は二一%の水準なんですよ。ですから、これは皆、実は国家貿易品目なんですよ。

だから、よその国では国家貿易品目なんだけど約束数量を全部満たしていないという状況があるんですけども、こういう状況だからといって何かWTOの国際会議の場で大問題になるというようなことはありますか。なっていますでしょうか。

○**国務大臣（赤松広隆君）** 他国のことは私の立場でいろいろ言わない方がいいと思います。少なくとも、しかし日本は信義の国ですから、約束したことはきちっと守る。それ以上のことはしないけれども、約束だけは最低限守るということはやっぱり必要なんじゃないでしょうか。

○**紙智子君** 時間がすごく過ぎてきている、そして状況も変わってきている。情勢を踏まえてや

農家と連携した 国策の推進を

●耕作放棄地を 農地に



日本には現在、耕作放棄地が42万7000ヘクタールもあります。東京都の約2倍の面積です。これを農地に戻し、農業生産をおこなうことが必要です。そのためには大変な経費と手間がかかりますが、国と都道府県が力を注げば実現できます。

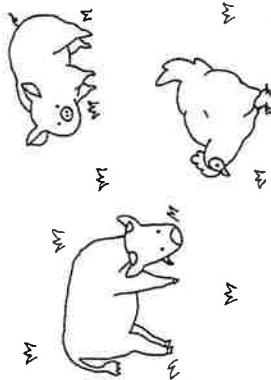
たとえば現在、日本の小麦の生産面積は21万ヘクタール。耕作放棄地42万7000ヘクタールすべてを小麦生産に活用すると、206万トンの小麦が生産できます。実現すれば、現在531万トンの小麦の輸入量を4割減らせることになり、食料自給率UPに。

●二毛作で麦や大豆、 飼料生産の拡大を

二毛作とは夏期には米、冬期には麦を作るなど、1年のうちに同じ耕地で別の農作物を作ることです。1965年には全水田の42%（120万ヘクタール）が二毛作（水田兼作）をしていました。しかし、二毛作に適した麦などが輸入拡大されて、二毛作は下火に。現在は、全水田面積（208万ヘクタール）のうち、二毛作を実施するのはわずか3.1%（6万5943ヘクタール、2015年）です。公的な責任で条件を整備し、二毛作のできる農業への転換も必要です。

●耕作放棄地を 家畜の放牧を

耕作放棄地には傾斜地など、生産条件が厳しい土地もあります。そのような土地のなかには家畜を放牧するのに適した場所も。放牧は自然に生育した草がエサになるため、飼料自給率のUPになります。



●飼料用米生産は 畜産との連携を

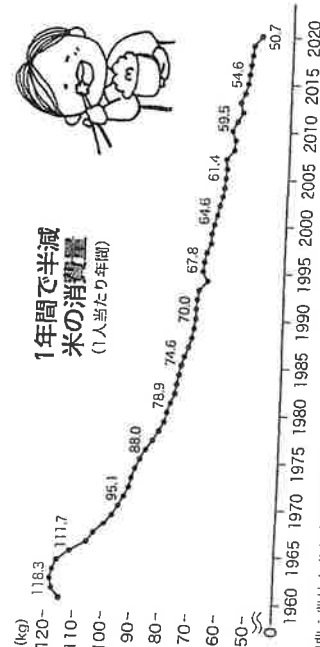
飼料用米は家畜がエサとして食べたときに、はじめて飼料自給率UPになります。そのため、飼料米生産農家と家畜生産者との連携が不可欠です。すでに、水田活用交付金で飼料用米が増産されていますが、こうした補助も含めてさらにエサの自給をめざすべきです。

日本政府は輸入自由化政策のもとで食料の輸入依存を進めるいっぽう、国内農業の支援策を次々に後退させ、その結果、農業者の高齢化が進んできました。食料自給率の引き上げのためには、国の農業・食料政策の転換が不可欠です。同時に、現実に行き詰っている世界的な食料危機のなかで、緊急に取り組むべきこと、取り組めることを例示します。

消費者ができること

●主食をお米に

米の自給率はほぼ100%。輸入小麦が大幅に値上げするなかで、米は唯一値上がりしていない穀物でもあります。しかも主食を米にすると、組み合わせる料理には魚などの自給率の高い食材が多くなる統計もあります。また、米は日本の食文化や日本人の健康に欠かせません。ところが、日本の米の一人当たりの年間消費量は年々下がっており、2020年は50.7kg。ピークだった1962年（118.3kg）の半分以下になっています（図）。農林水産省は国民一人がご飯を毎日もう一口多く食べると、食料自給率が1%向上すると試算しています。



●米粉や国産小麦を利用

米粉、もしくは国産小麦の製品を意識的に選ぶことも、自給率のアップにつながります。米を粉に加工した「米粉」は製粉技術の進歩で、小麦粉と同様の用途で使えるようになりまし

た。いま、健康志向からグルテンフリーの米粉製品（パンやめん、ケーキなど）の人気が高まっています。また、米粉はてんぷら粉やスープのとりみ付けなどにも使え、便利です。

家業研編集委員会

(資料5)

未承認遺伝子組み換えコメの乾麺ビーフンが951キロ、実に1万5千人分をはじめ輸入時の行政検査により食品衛生法違反となったもの(274件)が、全量販売・全量消費済みだったことが発覚。

現在、輸入食品は、2014年度で、年間3200万トン、実に、国民一人あたり252kg輸入されている。世界一の食品輸入大国なのである。これに対して、国が水際で食品衛生法に基づく検査をしているが、その検査率は、わずか8・8%の水準で、低下の一途をたどっている。それは、輸入件数が急増して、それに検査体制が追いつかないからである。要するに、91・2%は、全く無検査で輸入されているのである。このわずか8・8%の検査の中でその3割弱が国の検疫所に配置されている食品衛生監視員が自ら行っている行政検査(モニタリング検査)である。本来、水際の検査は、検疫検査で、検査結果が出るまでは、留置が当然である。しかし、この行政検査(モニタリング検査)は、検査結果が出るまで、留置が義務付けられている検査ではなく、検査対象輸入食品の国内流通を認めているのである。要するに、検査結果がでた時は、胃袋の中という、とんでもない検査なのである。この実態が、4月22日の衆議院 TPP 特別委員会で衆議院議員斉藤和子氏によって明らかにされたのである。

明らかになった、2014年度の行政検査(モニタリング検査)のうち食品衛生法違反となったもののうち、消費・販売されてしまっている実態(表1)であった。数量まで明らかになったのは初めてであった。その主だったものを見ると、残留基準値の2倍～4倍の残留農薬違反の生鮮トマトが3件で総量が8404kgで実に5万6026人分にも及ぶ。同様に生鮮キャベツが残留基準値の3倍の残留農薬違反で、80kgで800人分。生鮮人参で基準値の2倍の残留農薬違反で10kgで67人分。生鮮マンゴーで基準値の2倍～4倍の残留農薬違反で1055kgで5275人分。生鮮青唐辛子で基準値の9倍～10倍の残留農薬違反で910kgで9100人分。これらは、消費者が全く気づかずに胃袋の中に収めてしまったものである。

さらに驚くべきことに、2007年1月と2月には、行政検査を受けて食品衛生法違反とされた安全性未審査遺伝子組み換え米で製造された中国産乾麺ビーフン951kg約1万5000人分が流通消費されてしまっていたのである。この事案は、2006年9月にグリーンピースがEUにおいて中国産米加工品(ビーフン等)から遺伝子組み換え米の混入を確認したと公表したのを受けて、

検疫所で中国から輸入される米を主原料とする加工品について行政検査（モニタリング検査）を実施していたのであるが、留置検査でなかったため国内流通をしてしまい、消費されてしまったのである。未承認遺伝子組み換え食品がこれだけ流通消費したのは、これが初めてである。

ちなみに、2003年から2014年にかけて、このような食品衛生法違反輸入食品の全量流通・全量消費の件数は、実に274件にも上っているのである。

一体なぜこのような事態になったのであろうか。話は遡るが、1995年の食品衛生法改正で、それまで留置検査を行ってきた国の行政検査が廃止されてしまい、留置検査でないモニタリング検査が導入されたのである。その背景は、「輸入食品監視業務については、国際貿易の活発化により、国の内外から審査及び検査の迅速化、規制緩和の要請があり、今後とも国際的な面からの対応が必要となっている。」（1993年総務庁行政監察）ことにあり、その震源地は、1990年の日米構造協議における米国政府による輸入手続きの緩和要求であった。

今後、TPPを含め、関税撤廃による輸入食品の急増が懸念される中で、このような輸入食品の検査体制の抜本見直しがなされなければ、国民の安全な食生活を守ることにはできないのである。

2021 年度輸入食品監視統計で明らかになった、地球温暖化による異常気象で自然界最高の発がん物質アフラトキシン汚染が世界的に広がり、アフラトキシン汚染輸入食品が日本に無検査で輸入される怖さ。

2021 年度の輸入食品監視統計が発表された。コロナ禍からの回復で、輸入届出件数は、前年比 104・4%の 245 万件と前年より 10 万件増加し、輸入重量も前年比 101・8%と 56 万トン増の 3162 万トンとなった。

検査人員が増えない中で輸入件数も輸入数量が増加した結果、検査率は、8・3%と前年より 0.2 ポイント下落した。その結果 91・7%は無検査で輸入するという事態となっている。厚生労働省は、検査計画通り実施しているから問題ないとしているが、国民は、9 割以上無検査輸入されている実態をこれからも甘受していかなければならないことになる。

では、8・5%の検査率の中で、違反件数の多い国はどこであろうか。第 1 位は、中国の 162 件、第 2 位が米国の 104 件、第 3 位がベトナムの 79 件、第 4 位がタイの 42 件、第 5 位が韓国の 38 件、第 6 位がインドの 30 件となっている。この違反件数上位 6 カ国で、総違反件数の 66%を占めている。特に中国の違反件数は、総違反件数の 23%を占めており、週刊誌で中国輸入食品問題が度々特集されるだけのことはある。

このような中で、これまでにないような特徴的な事態が生じていたことが明らかになった。それは、米国からの輸入食品が自然界では最強の発がん物質であるカビ毒のアフラトキシンによる汚染が深刻化していたということである。2020 年は、米国では地球温暖化による異常気象で、広範囲にアフラトキシン汚染が広がったのである。

アフラトキシンは、熱帯地域のガビ毒で、今のところ日本では発生していない。毎年、熱帯地域からの食品がアフラトキシン汚染で輸入停止となっているが、最近では、2005 年の超大型ハリケーン・カトリーナによって米国南部やミシシッピ周辺が甚大な洪水被害に遭い、とうもろこしや小麦などが水浸しになり、農作物のアフラトキシン汚染が広範囲に広がったことが有名である。

2020 年の米国からの輸入農産物のアフラトキシン汚染は次のようになっている。トウモロコシ 12 件、生鮮アーモンド 13 件、乾燥イチジク 6 件、落花生 19 件、生鮮ビスタチオナッツ 4 件、ピーナッツ 3 件。さらに、アフラトキシンではないがカビ汚染されていた米国からの輸入農産物は、小麦 22 件、大麦 2 件、大豆 1 件、うるち米 3 件に及んでいる。米国からの違反輸入食品の殆どがアフラトキシン汚染かカビ汚染となっているのである。汚染度も最高 199ppb という極めて高いものであった。

事態の深刻さは、これにとどまらない。日本には飼料として、1163 万トンも

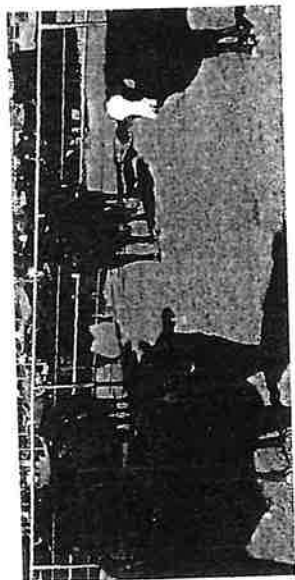
の飼料用トウモロコシが輸入されている。食品用トウモロコシがアフラトキシン汚染していれば、当然飼料用トウモロコシもアフラトキシン汚染されていることになる。主食用のトウモロコシは、輸入時に 10ppb を超えるアフラトキシン汚染が確認された場合は、廃棄ないし積み戻しとなり、日本に輸入されないことになっている。しかし、驚くべきことに、飼料用トウモロコシは、輸入時のアフラトキシン検査はなされていない。いくらアフラトキシンに汚染されていようと日本に輸入される。それだけではない。2016 年から 2019 年にかけて、アフラトキシンに高濃度汚染されて輸入がストップされていた食用向けトウモロコシ 3 万 5 千トンが、輸入事業者の申請により、飼料用に転用され、輸入が認められるという事態も発生していた。

乳牛にアフラトキシンが飼料で体内に取り込まれたときは、乳牛の肝臓でアフラトキシンが代謝され、アフラトキシン M1 に変化して、血流に乗って乳に含有されることになり、牛乳を汚染するということである。このアフラトキシン M1 は、最強の発がん物質アフラトキシン B1 の 10 分の 1 の毒性を持っており、世界的に規制対象となっている。国際がん研究機関も「アフラトキシン M1 はヒトに対しても発がん性を有する可能性がある」と評価している。

今回の事態で、日本国内の牛乳のアフラトキシン M1 汚染も心配になる。

これから地球温暖化による異常気象による農作物被害が深刻化することが想定されているが、それは、作物生産が減少することによる飢餓の広がりや農作物価格の高騰などが想定されているが、それだけでなく、自然界最強の発がん物質のアフラトキシン汚染による健康被害の広がりも含まれるのである。

アメリカの牛は耳にホルモン剤が埋め込まれている



ているものもあります。
オーストラリア産牛肉にも、成長ホルモン剤が使用されています。米議会調査局が2015年にまとめた報告書は、成長ホルモン剤の使用を認めている国のな

かに、オーストラリアの名前をあげています。
**国産不使用・輸入OK
汚染肉が日本に集結**

東京大学大学院の鈴木宣弘教授は「オーストラリアは使い分けていて、成長ホルモンが使用された肉を禁輸しているEUに対しては成長ホルモンを投与せず、(制度が)ザルになっている日本向けには、しっかりと投与しています」と述べています(『農業消滅 農政の失敗がまねく国家存亡の危機』より)。いったい、どういうことでしょうか。
国産の牛肉は、成長ホルモン剤は使用していません。しかし、厳密にいうと、使用が禁止されているわけではありません。
もし、畜産業者が使用申

請すれば、国は使用を認める可能性があります。国内で禁止していないので、輸入も認めざるを得ないのでです。
米国内でも、成長ホルモン剤不使用の牛肉を生産している畜産農家もたくさんあります。しかし、それらは国内で消費されたり、EUに輸出されています。つまり、安全性に不安のある成長ホルモン剤を使用した外国産牛肉は、日本に集まってくる仕組みになっているのです。
米議会調査局の報告書によれば、カナダやニュージーランドも成長ホルモン剤の使用を認めています。ただ、使用実態は不明です。ちなみに、同報告書は、日本も使用を認めている国に含めています。

米国産牛肉は国産の600倍も女性ホルモンが多い

藤田博正医師らが、市販の米国産牛肉と国産牛肉中の女性ホルモンを測定したところ、国産牛に比べて、米国産赤身肉では600倍、脂身肉では140倍も残留していることが判明しました。
ホルモン剤使用の牛肉を禁止しているEUでは、乳がんや卵巣がんの死亡率が低下していますが、日本では増加しています(計70検体、2007~12年測定。本誌2017年9月号で紹介)。(家庭栄養研究委員会編集委員会)

女性ホルモンの残留量



(北海道がん協会細胞診センター前所長
藤田博正医師らの研究)

人間の流産予防薬は異常多発で禁止へ

成長ホルモンは人間の体内にも存在し、成長や生殖のために欠かせない物質ですが、それが畜産で使われるようになった歴史を簡単に振り返ってみましょう。
1940年代から70年代にかけて、合成女性ホルモ

ン剤(DES)*が、人間の女性の切迫流産を防ぐ処方薬として、各国で使用されていました。
しかし、DESを処方された母親から生まれた女兒に、子宮形成不全などの異常が多発し、ほとんどの国で使用禁止となりました。
ところが、その後、フランスで、仔牛への不法使用

が発覚し、イタリアで増えつつあったホルモン異常の症状との関連が疑われました。
そのため、家畜に投与する成長ホルモン剤の安全性に対する懸念が急速に高まり、欧州共同体(現・欧州連合「EU」)は81年、予防原則の観点から、成長ホルモン剤を使用した牛肉の輸入禁止を決めました(施行は89年)。輸入禁止は現在も続いています。
**「米国では安全性軽視
「成長が早い」と多用**
いっぽう、米国では成

長ホルモン剤の安全性に問題は無い」として、50年代から合法的に牛に投与されています(大半は牛の耳に薬剤を埋め込む。1ページ写真)。成長ホルモン剤を投与された牛は、短期間で大きくなり、早く出荷できます。そうすると、エサ代を節約でき、利益が増えます。それが成長ホルモン剤を使う理由です。
しかし、現在使用されている成長ホルモン剤のほとんどに女性ホルモン作用があり、ヒトに対して、乳がんなどのリスクが指摘され

*関連記事：本誌22年12月号「驚らしのなかの有害物質」

牛肉 米国産に成長ホルモン剤 EUでは輸入禁止、日本ではフリース



ジャーナリスト 猪瀬聖



牧草飼育の北海道・八雲牧場

を落とします。

市民団体が不使用を要請 ハンバーガー店でも協力

米国では、市民団体などが食品業界に圧力をかけた結果、抗生物質を投与せずに育てた家畜の肉を使うファーストフード・チェーンやレストラン・チェーンが徐々に増えています。

また、スーパーには、「抗生物質不使用」の肉もたく

さん売られています。しかし、そうした安全な肉は、成長ホルモン剤不使用の肉と同様、日本には入ってきません。

牧草肥育は牛の胃に優しく、抗生物質の安易な投与もありません。また、狭く薄暗い牛舎ではなく、戸外の牧草地で適度に運動できるので、ストレスが少なく、健康的です。

また、牧草肥育牛の肉は、殺物肥育牛の肉に比べて、脂肪分が少なく低カロリーです。人の健康によいビタミン類やミネラル類が豊富です。さらに、牧草地は気候変動問題の改善にも貢献すると注目されています。

米国のスーパーでは 牧草飼育の牛肉販売

米国内のスーパーに行く

抗生物質が増える 原因は殺物飼料

いま輸入、国産を問わず、安全で健康的、地球環境にも優しいとして、密かに人氣が高まっているのが、牧草で育てる「牧草肥育（グラスフェッド）牛」の肉です。

牛は本来、草を食べる草食動物です。しかし、現代の畜産業では、殺物肥育（グレインフェッド）がどの国でも主流になっています。そのほうが、生産者にとって都合がよいからです。

米国では、遺伝子組み換え技術と政府からの手厚い補助金で、飼料用トウモロコシが低コストで大量生産できるため、それを牛に食べさせています。

しかし、殺物肥育は牛や

人間、地球環境にさまざまな問題を引き起こします。

米国の農業の実態を描いたドキュメンタリー映画『キング・コーン』（07年）に出演したアイオワ大学の研究者は、牛に与えるエサの9割は殺物と指摘したうえで、「牛が大量のトウモロコシを食べると、胃酸が異常分泌して酸毒症を発症する」と指摘。そして「酸毒症の予防・治療のために、エサに抗生物質を混ぜて与えている」と証言しています（写真）。

家畜への抗生物質の安易な投与は、世界保健機関（WHO）が警告を発し、世界的な問題となっています。

なぜなら、家畜に抗生物質を継続的に投与すると、家畜の体内に抗生物質に耐性をもつ薬剤耐性菌が生ま

れ、それがさまざまなルートで人にうつる可能性があるからです。

人間が薬剤耐性菌に感染すると、病気の治療などで抗生物質を服用しても効き目が出ず、最悪の場合、命

と、パッケージに「グラスフェッド」と書かれた牛肉がよく売られています。最近訪れたカリフォルニア州のレストランには、「グラスフェッドの神戸牛」というメニューがありました。

英国やアイルランド、ウエルシュなどは、牧草肥育で牛を育てていることをアピールして、日本への牛肉輸出を増やそうとする動きもあります。

しかし、日本ではまだ牧草肥育の認知度が低く、店頭で目にすることはほとんどありません。日本でも、牧草肥育している畜産農家（写真上）はいくつかありますが、共同購入や自然食品店など販売先は限られています。輸入飼料が高騰していることから、牧草肥育の普及が望まれます。

BSE汚染の牛肉 いまはリスクほぼゼロ

1990年代から2000年代はじめて、世界を震撼させたBSE（牛海綿状脳症）問題。現在BSEを発症する牛はゼロではありませんが、各国が協力して対策を進めた結果、少なくとも日本では、そのリスクは限りなくゼロになっています。

米国では、1997年にBSEの原因になる肉骨粉を、牛などの反すう動物に与えることを禁止。

2009年にはすべての家畜への使用を禁止しました。家畜の飼育に関する国際ルールを定める国際獣疫事務局の情報によると、日本や、日本への牛肉の主要輸出国である米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドは、いずれも「BSEリスクを無視できる地域」に分類されています。

（北瀬聖）

霜降り肉の和牛 ビタミンA不足で盲目に

すぎ焼きなどで重宝される「霜降り肉」。細かな「サシ」と呼ばれる白い脂肪分が入った牛肉は、高値で取引されています。霜降り肉にするためには、ビタミンAなどを多く含む牧草などのエサを抑え、殺物中心のエサで太らせるのがコツとされています。ビタミンAは視力維持に不可欠な成分のため、牛はビタミンA不足で視力低下し、盲目になることも。足の関節が腫れ、歩行障害になる場合もあります。

（猪瀬聖）

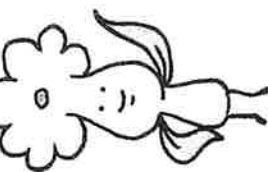
コラム 2

コラム 3

食の安全・環境問題も 左右するキーワード

「予防原則」

家庭栄養研究会編集委員会



リオ宣言の 予防原則 (1992年)

第15原則

環境を保護するため、各国はその能力に応じ、予防的方策を広範囲に適用すべきである。深刻な、または取り返しのつかない被害の恐れがある場合には、十分な科学的確実性がないことを理由に、環境悪化を防ぐ費用対効果の高い対策を先送りしてはならない。

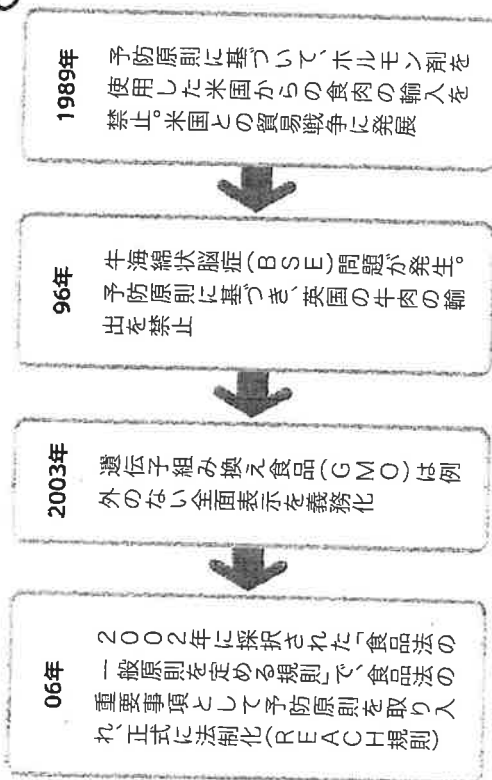
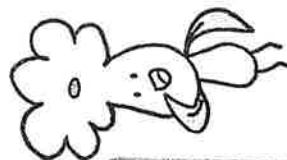
予防原則とは...

人の健康、環境に対する深刻なリスクが想定されるとき、因果関係について十分な科学的確実性がなくとも、事前に予防的措置をとることを求める原則

予防原則の歴史的経緯

1992年	80年代～90年代初め	60年代後半～70年代
●地球サミット(国連環境開発会議)で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」で、予防原則が正式に採用(ページ右)。	●オゾン層保護、北海保護などに関する国際会議の宣言や議定書でこの予防原則が採用され、世界的に普及。	●西ドイツ(当時)が酸性雨や北海の海洋汚染などに対する厳格な規制政策として、予防原則を採用。その考え方は、科学による決定的で確実な理解がいない場合にも行動することとされていた。

1980年代から採用するEU(欧州連合)



拒否する米国と日本



食の分野にも 予防原則の適用を

米国は予防原則を、効率性を阻害し貿易障害となるとして拒否。リスク評価(化学的評価の結論)のみが食品安全の原則としています。

日本は米国に追随しています。しかし、食品添加物や残留農薬の相乗毒性は、まったく未解明です。さらに、食品添加物や残留農薬、残留抗生物質が、全身の健康とも深くかわる腸内細菌に、どのような影響があるか

についてのリスク評価は皆無です。

国内で流通する米、国産牛肉や豚肉、豪州産牛肉は残留ホルモン剤まみれです。ゲノム編集食品に至っては安全審査や表示義務もなく、流通を認めています。

じつは日本は、環境分野には予防原則を認めています。「環境日書」(00年度)には「人や生態系への影響については、回復困難なものが多いため、環境対策においては予防原則を適用することを第一に考えることが基本となる」と明記しているのです。食の分野にも導入すべきです。

日本が食の安全に 予防原則を導入したらこうなる！

(一例)



●グリホサートやネオニコチノイドなどの危険な農薬は登録が抹消される

●残留農薬や残留抗生物質の腸内細菌への影響評価がされ、農薬も抗生物質も禁止や総量規制が進められる



●輸入牛・豚肉へのホルモン剤の残留が禁止される

●食品添加物と農薬の相乗毒性についての研究がいっそうおこなわれ、食品添加物の総量規制が進み、安全性に懸念のある食品添加物が規制される

●熱帯性のカビ毒で、最強の発がん物質「アフラトキシン」に汚染された飼料の輸入禁止と、汚染食品の飼料転用が禁止される(現在はアフラトキシンに汚染された食品が輸入禁止になり、飼料に転用して輸入されている)

●外食産業や業務用食品にも、原料原産地表示が義務付けられる(現在は大量の輸入食品が利用されているにもかかわらず、表示義務はない)



●輸入食品は「検査結果が出るまでは輸入を認めない」という、本来あるべき検疫検査になる(現在は輸入食品の検査率はわずか8.3%で、91.7%は無検査輸入。さらに、検査結果が出たときにはすでに消費者の胃袋の中というお粗末さである)



●外国産・国内産食品の検査に従事する食品衛生監視員の配置を増やし、検査体制が強化される

●遺伝子組み換え食品はトレーサビリティ*による全面表示が実現する

●ゲノム編集食品の安全性チェックと表示が義務化される



*商品の生産や流通の履歴が追跡可能であること

食品添加物が腸内環境にダメージ 急がれる新しい安全性チェック体制

食ジャーナリスト 小倉正行



食品添加物は、発がん性などの試験はおこなわれていますが、腸内環境への影響はわかっていませんでした。最近、食品添加物の腸内フローラへの悪影響が明らかになってきています。しかし、食品の安全性をチェックする政府機関「食品安全委員会」のリスク評価には、腸内細菌に対する影響が含まれていません。

使用量が増え続ける ナノ粒子の食品添加物

食品添加物でとくに安全性が問題となっているのは、ナノ粒子の食品添加物です。ナノ粒子*とは、ごく微小な粒子で、とくに食品添加物の金属のナノ粒子

は、食品業界で包装材料や着色料、製造助剤として広く利用されています。

実際に、白色の着色料として二酸化チタンがホワイトチョコなどの菓子類（表①）や包装材料に、酸化第一鉄が赤色の着色料に、二酸化ケイ素が粉末の物性改

良などに使用されています。

ナノ粒子の食品添加物は、その効果から近年増え続けており、食品とともに大量に摂取されています。ナノ粒子の食品添加物は、腸内の善玉菌を減らし悪玉菌を増やすなど、細菌叢を悪化させることが、大阪府立大学大学院の徳本勇人準教授から報告されています。超微粒子のため、生体組織を通過しやすく健康影響が指摘されているからです（図①）。

二酸化チタンは日本では

表① チョコレートに白色をつける
二酸化チタンの表示例

●名称：準チョコレート菓子

●原材料名：砂糖、ぶどう糖、植物油、全脂乳、乳糖（乳糖を含む）、抹茶粉末、ココアパウダー、脱脂粉乳、ゼラチン（豚肉を含む）、香料、乳化剤（大豆由来）、着色料（二酸化チタン）、ウコン、スピリリナ色素、ステアリン酸Ca、光沢剤

使用を認められていますが、2021年5月にEJでは使用が禁止されました。欧州食品安全機関（EF

SA）は、二酸化チタンの遺伝毒性の可能性に関する懸念は除外できなかった」としました。そして、膨大な科学的不確実性により、

食品添加物としての二酸化チタンの使用は、もはや安全とは見なせないという結論に達し、使用を禁止したのです。

腸内フローラの安全性 食品安全委員会は毒性試験なし

食品の安全性をリスク評価する政府の食品安全委員会は、食品添加物や残留農薬の腸内フローラに対する影響評価を実施しているのでしょうか。

現在使われている食品添加物や残留農薬のうち、同会が設置された03年以降、新規に安全性評価申請されたものについて、リスク評価をおこなってきました。

そのため、同会設置以前に使用が認められた食品添加物や残留農薬につい

ては、腸内フローラに対する影響評価は為されていません。

では、03年以降は、リスク評価をしているのでしょうか。10年に食品安全委員会が決定した「添加物に関する食品健康影響評価指針」では、毒性試験は

- ・亜急性毒性試験及び慢性毒性試験
- ・発がん性試験
- ・生殖毒性試験
- ・出生前発生毒性試験
- ・遺伝毒性試験

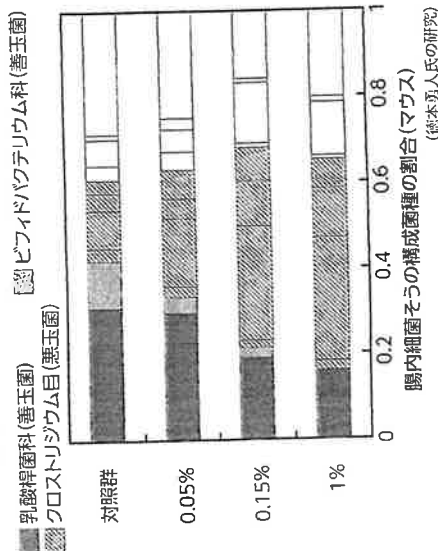
小倉正行（おくら まさゆき）：1952年生まれ。1976年京都大学法学部卒業。日本農薬学会・日本科学者会議常務委員。『輸入外国日本産穀物の食品検査』（合同出版）、「知ってはいけない外食のウラ側」（共著・至誠社）など著書多数。



*11ナノメートルは10億分の1メートル。粒径が1～100ナノメートルの超微粒子。

特徴 腸内フローラは農薬や食品添加物で壊れる

図① ナノ粒子の二酸化チタン投与で腸内の善玉菌が減り、悪玉菌が増加



二酸化チタンが使用されている製品例



ホワイトチョコ

ガム

アイス

クッキー

歯磨き剤

日焼け止め

発酵食品と食物繊維が決め手 毎日の食事で善玉菌を育てる

.....家庭栄養研究会編集委員会

腸内細菌のバランスは、食生活や食材を介して侵入するさまざまな化学物質によって崩れがち。善玉菌を大事に育てて腸内環境を改善し、心身の健康を保ちましょう。

注意

善玉菌が少ない
可能性がある人

- たんぱく質や脂肪のとり過ぎ
- 炭水化物、とくに糖分のとり過ぎ
- 食物繊維の摂取が少ない
- 便秘や下痢を繰り返している

善玉菌を育てるには

① 善玉菌を減らす
ものを控える

- × 砂糖・人工甘味料
調理にはみりん、甘酒などの自然の甘みを利用
甘いものが欲しいときは、果物や芋類を
- × 抗生物質
服用は慎重に
- × 食品添加物
ラベルをチェックして選ぶ
- × 農薬
安心な農産物を選ぶ

② 善玉菌を増やすものをとり入れる

発酵食品

腸内フローラのバランスを整える

みそ

漬物

納豆

酵母や乳酸菌が生きている
天然醸造の生みそを選ぶ

ぬか漬、粕漬、
キムチ、みそ漬、
麹漬など

食物繊維

便通を改善、善玉菌を増やす

主食

野菜

海藻類

豆類

玄米、胚芽米、雑穀
大麦など

根菜類

きのこ類

ワカメ、モズク、
コンブ、ノリなど

芋類



子どもたちのためにも安全性試験を厳しく*

・アレルギー性試験
などであり、腸内フローラ
に対する毒性試験は明記さ
れていません。
それだけではありませ
ん。令和元年(19年)、自ら
評価にて、残留農薬、添加
物、遺伝子組み換え食品が
腸内細菌に与える影響を調
査して、管理措置をとるこ
とを要望する提案があつた

が、具体的なハザード(危
害要因)の記載がなかった
ことから、自ら評価の案件
候補に該当しないと判断さ
れた」としています。要す
るに要望書に具体的な有害
性が書かれてないので、リ
スク評価をしないことを明
らかにしたのです。

高い安全性が 強く求められている

しかし、腸内細菌問題は
日々研究が進み、腸腸連関
が明らかになっているなか
で、大阪大学薬学研究科の
吉岡靖雄特任教授は、食品
添加物の腸内環境への影響
を評価する必要性につい
て、次のように指摘してい
ます。
——ヒトの腸内環境は、常
在する腸内細菌とうなど
の外的要因や消化管機能

などの内的要因が絶妙に
相互作用して正常に維持
されている。

このバランスは、食生活
や食品中の化学物質によっ
て変動し、3大死因である
がん・心疾患・脳血管疾患
や食物アレルギーの発症・
悪化要因になる可能性が指
摘されている。

昨今の食環境に対する安
全への懸念や健康への関心
の高まりも相まって、食品
やその添加物には安全であ
ることが強く求められてお
り、今後の食品安全の確保

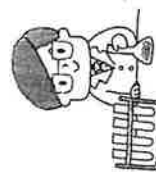
除草剤・殺虫剤は 腸内細菌の大敵

日本では学校や公園、
街路樹などでも使われ
る除草剤「ラウンドアッ
プ」(主原料・グリホサー
ト)。その残留農薬が腸内
細菌叢に悪影響をおよぼ
し、自閉症発症にも関係
する可能性が、専門家か
ら指摘されています(10
ページ参照)。

また、家庭用などでも
多く出るネオニコチノ
イド系殺虫剤も、腸内細
菌の大敵であることが明
らかにまりました(11
ページ)。

においては、従来手法のみ
にとらわれることなく、消
化管内環境や腸内細菌とう
の視点から安全性を科学的
かつ包括的に評価する必要
がある——*

食品安全委員会、腸内
細菌とう問題を食品健康影
響評価の柱に据え、安全性
チェック作業に取り掛かる
べきです。



*2 吉岡靖雄「腸内フローラ解析を基盤とした食品ナノマテリアルの安全性評価」より
*3 写真提供: けま太閣の子保育園